

工事名) 磐越自動車道 黒森山トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																								
<p>特記仕様書(頁) 27-37. 目隠板工</p>	<p>(3) 目隠板の設置期間 目隠板工の設置及び存置期間は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="552 310 1552 401"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設置時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目隠板工 設置工</td> <td>令和11年9月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、関係機関との協議により設置時期・方法等の変更をする場合がある。</p> <p>(4) 施工 目隠板工 設置工は供用線に対し、飛散等しないように強固に固定するものとする。</p> <p>(5) 数量の検測 目隠板工 設置工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 目隠板工 設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う目隠板の設置等の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="647 947 1329 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(14)</td> <td>目隠板工 設置工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-38 防水シート工</p> <p>(1) 定義 防水シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってスノーシェッド内側頂版部への氷柱の発生を防止するため、雨水の進入を抑制することを目的とし、I型の止水板と併用して防水シートを設置するものをいう。</p> <p>(2) 材料 防水シートは、アスファルト系、ゴム系、ビニル系等の加工材料で、強靱でかつ、防水保護機能を有し、耐候性及び防水効果が十分なものでなければならない。</p> <p>(3) 施工 防水シートの施工は、その材料に適した方法および条件で均一に設置しなければならない。</p> <p>1) コンクリート表面の素地調整</p> <p>① コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたりすると、接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は確実に除去しなければならない。</p> <p>② レイトンスや付着塩分および脆弱部の除去を行うものとし、塵埃の除去にはコンプレッサー等で清掃するものとする。</p>	単価表の項目	設置時期	備考	目隠板工 設置工	令和11年9月			単価表の項目	検測の単位	特一(14)	目隠板工 設置工	m	<p>(3) 目隠板の設置時期 目隠板工の設置時期は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1679 310 2680 401"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設置時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目隠板工 設置工</td> <td>令和11年9月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、関係機関との協議により設置時期・方法等の変更をする場合がある。</p> <p>(4) 施工 目隠板工 設置工は供用線に対し、飛散等しないように強固に固定するものとする。</p> <p>(5) 数量の検測 目隠板工 設置工の数量の検測は、設計数量(m)で行うものとする。</p> <p>(6) 支払 目隠板工 設置工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う目隠板の設置等の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1774 947 2457 1052"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(14)</td> <td>目隠板工 設置工</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-38 防水シート工</p> <p>(1) 定義 防水シート工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってスノーシェッド内側頂版部への氷柱の発生を防止するため、雨水の進入を抑制することを目的とし、I型の止水板と併用して防水シートを設置するものをいう。</p> <p>(2) 材料 防水シートは、アスファルト系、ゴム系、ビニル系等の加工材料で、強靱でかつ、防水保護機能を有し、耐候性及び防水効果が十分なものでなければならない。</p> <p>(3) 施工 防水シートの施工は、その材料に適した方法および条件で均一に設置しなければならない。</p> <p>1) コンクリート表面の素地調整</p> <p>① コンクリート表面にレイトンス、塵埃、油脂類、塩分等が付着していたりすると、接着性能に悪影響を及ぼすことが多いため、これらの有害物は確実に除去しなければならない。</p> <p>② レイトンスや付着塩分および脆弱部の除去を行うものとし、塵埃の除去にはコンプレッサー等で清掃するものとする。</p>	単価表の項目	設置時期	備考	目隠板工 設置工	令和11年9月			単価表の項目	検測の単位	特一(14)	目隠板工 設置工	m
単価表の項目	設置時期	備考																								
目隠板工 設置工	令和11年9月																									
	単価表の項目	検測の単位																								
特一(14)	目隠板工 設置工	m																								
単価表の項目	設置時期	備考																								
目隠板工 設置工	令和11年9月																									
	単価表の項目	検測の単位																								
特一(14)	目隠板工 設置工	m																								
	63	63																								

工事名) 磐越自動車道 黒森山トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																										
<p>特記仕様書(頁) 27-39. 調査ボーリング工</p>	<p>2) コンクリート表面の乾燥</p> <p>① コンクリート表面が濡れていたり湿っている場合には、下地処理の接着性に悪影響を及ぼしたり、塗膜のふくれを生じることが多いため、コンクリート表面の乾燥をさせるものとする。</p> <p>② 工程毎に使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後、次の工程に移らなくてはならない。</p> <p>(4) 数量の検測 防水シート工の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 防水シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この防水シート工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、変状部分の確認・除去、コンクリート表面処理・清掃、主材塗布、仕上げ材、防水保護材等防水シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="593 819 1335 903"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(15) 防水シート工</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-39 調査ボーリング工</p> <p>(1) 定義 調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し、土質調査や地質状況の確認を行うために、コア採取を実施し、化学分析試験を実施するものをいう。なお、調査ボーリング工の実施については専門業者に委託することを義務付けるものである。</p> <p>(2) 適用仕様書 調査ボーリング工は、「調査等共通仕様書(東日本高速道路株)、(令和6年7月)」によるものとする。それによりがたい場合は別途監督員と協議し指示に従うものとする。</p> <p>(3) 種別 調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="578 1375 1543 1764"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ボーリング工 先進ボーリング</td> <td>黒森山トンネル STA. 758+57~ ~STA. 795+30</td> <td>オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする</td> </tr> <tr> <td>調査ボーリング工 詳細分析試験A</td> <td>平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験</td> <td>本調査ボーリングコアより試料採取したもの</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一(15) 防水シート工	m ²	単価表の項目	区分内容	備考	調査ボーリング工 先進ボーリング	黒森山トンネル STA. 758+57~ ~STA. 795+30	オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする	調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料採取したもの	<p>2) コンクリート表面の乾燥</p> <p>① コンクリート表面が濡れていたり湿っている場合には、下地処理の接着性に悪影響を及ぼしたり、塗膜のふくれを生じることが多いため、コンクリート表面の乾燥をさせるものとする。</p> <p>② 工程毎に使用した材料の所定の硬化(固化)状況を確認した後、次の工程に移らなくてはならない。</p> <p>(4) 数量の検測 防水シート工の数量の検測は、設計数量(m²)で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 防水シート工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m²当たりの契約単価で行うものとする。この防水シート工の契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、変状部分の確認・除去、コンクリート表面処理・清掃、主材塗布、仕上げ材、防水保護材等防水シート工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1751 819 2493 903"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一(15) 防水シート工</td> <td>m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>27-39 調査ボーリング工</p> <p>(1) 定義 調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し、土質調査や地質状況の確認を行うために、コア採取を実施し、化学分析試験を実施するものをいう。なお、調査ボーリング工の実施については専門業者に委託することを義務付けるものである。</p> <p>(2) 適用仕様書 調査ボーリング工は、「調査等共通仕様書(東日本高速道路株)、(令和6年7月)」によるものとする。それによりがたい場合は別途監督員と協議し指示に従うものとする。</p> <p>(3) 種別 調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1706 1375 2671 1764"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ボーリング工 先進ボーリング</td> <td>黒森山トンネル STA. 796+74~ ~STA. 821+32</td> <td>オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする</td> </tr> <tr> <td>調査ボーリング工 詳細分析試験A</td> <td>平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験</td> <td>本調査ボーリングコアより試料採取したもの</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特一(15) 防水シート工	m ²	単価表の項目	区分内容	備考	調査ボーリング工 先進ボーリング	黒森山トンネル STA. 796+74~ ~STA. 821+32	オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする	調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料採取したもの
単価表の項目	検測の単位																											
特一(15) 防水シート工	m ²																											
単価表の項目	区分内容	備考																										
調査ボーリング工 先進ボーリング	黒森山トンネル STA. 758+57~ ~STA. 795+30	オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする																										
調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料採取したもの																										
単価表の項目	検測の単位																											
特一(15) 防水シート工	m ²																											
単価表の項目	区分内容	備考																										
調査ボーリング工 先進ボーリング	黒森山トンネル STA. 796+74~ ~STA. 821+32	オールコア2458m ノンコア(20m/回×24回) 水平ボーリング 標準削孔径101mm~137mmとしコア径:Φ45mmとする																										
調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号(平成15年3月6日)及び、第19号(平成15年3月6日)に定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料採取したもの																										
	64	64																										